

令和8年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第6 報告第4号 令和7年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 報告第5号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第9 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 議案第67号 四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について
- 第11 議案第68号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第12 議案第69号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第70号 高幡障害者支援施設組合規約の変更について
- 第14 議案第71号 令和8年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第72号 令和8年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第73号 令和8年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）
- 第17 請願・陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第17まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1 番	武 田 秀 義 君	2 番	山 本 大 輔 君
3 番	林 健 三 君	4 番	村 井 眞 菜 君
5 番	佐 竹 将 典 君	6 番	中 野 正 延 君
7 番	小 野 雄 介 君	8 番	伴ノ内 珠 喜 君
9 番	中 屋 康 君	10番	水 間 淳 一 君
11番	下 元 真 之 君	12番	味 元 和 義 君
13番	橋 本 章 央 君	14番	堀 本 伸 一 君
15番	緒 方 正 綱 君	16番	横 田 麻 梨 子 君

~~~~~

欠席議員（0名）

~~~~~

説明のため出席した者

町 長	山 脇 光 章 君	副 町 長	富 田 努 君
参事兼会計管理者兼会計管理室長	池 上 康 一 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	佐 竹 雅 人 君
危機管理課長	味 元 伸 二 郎 君	企 画 課 長	戸 田 太 郎 君
農林水産課長	武 田 正 人 君	にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君
税 務 課 長	西 岡 健 二 君	町 民 課 長	多 賀 啓 一 君
建 設 課 長	下 元 敏 博 君	健康福祉課長	戸 田 ゆかり 君
高齢者支援課長	福 留 宏 知 君	環境水道課長	佐 竹 あゆみ 君
教 育 長	川 上 武 史 君	教育次長兼生涯学習課長	今 西 浩 一 君
学校教育課長	橋 本 剛 臣 君	農業委員会事務局長	小 嶋 二 夫 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	細 川 理 香 君
総務課財政班長	玉 川 貴 大 君	特別養護老人ホーム事務長	佐 竹 仁 美 君
大正・十和診療所事務長	池 田 康 人 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	長 森 伸 一 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

地域振興課副課長	上 川 優 君	町民生活課長	川 下 房 代 君
----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事務局職員出席者

事務局長 岡 英 祐 君 次 長 小 野 川 哲 君  
書 記 茨 木 萌 愛 君

~~~~~

午前 9 時 30 分 開会

○議長（緒方正綱君） 改めまして皆様、おはようございます。

ただいまより令和 8 年第 2 回四万十町議会定例会を開会します。

町長から 6 月 1 日付で人事異動による職員の配置換えを行ったので、関係職員の自己紹介をさせたい旨の申出がっております。これを許可します。順次、自己紹介をお願いします。

参事兼会計管理者兼会計管理室長池上康一君。

○参事兼会計管理者兼会計管理室長（池上康一君） 兼務の参事職を拝命いたしました池上です。ふと気づけば、管理職の中で年数が一番ベテランとなりました。この経験も生かしながら仕事に励みたいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 企画課長戸田太郎君。

○企画課長（戸田太郎君） 皆さん、おはようございます。この度の人事異動で企画課長を拝命しました戸田太郎と申します。町政の発展に向け、課員と共に精いっぱい努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長佐竹あゆみ君。

○環境水道課長（佐竹あゆみ君） 皆さん、おはようございます。6 月 1 日付人事異動で環境水道課長を拝命しました佐竹あゆみと申します。年度途中での異動に加え、未経験の部署ではありますが、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 教育次長兼生涯学習課長今西浩一君。

○教育次長兼生涯学習課長（今西浩一君） おはようございます。教育次長兼生涯学習課長となりました今西浩一です。新しい川上教育長の下でしっかりと頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 特別養護老人ホーム窪川荘事務長兼四万十荘事務長佐竹仁美君。

○特別養護老人ホーム事務長（佐竹仁美君） 皆様、おはようございます。6 月 1 日付で特別養護老人ホーム窪川荘事務長、兼ねて四万十荘事務長に就任しました佐竹仁美と申します。特別養護老人ホームは日々の生活支援や介護サービスを通じ、生涯健やかに安心して暮らせるための重要な役割を担っております。窪川荘、四万十荘が皆様にとって生活の支えとなるよう、職員と共にしっかり取り組み、施設運営を行ってまいります。精いっぱい努めますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） これで人事異動による配置換えのあった職員の自己紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、４番村井眞菜君及び14番堀本伸一君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第２、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日６月８日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長味元和義君。

○議会運営委員長（味元和義君） おはようございます。議会運営委員会より会期日程について協議の結果をご報告したいと思います。

第２回定例会会期は本日６月10日から６月18日までの９日間とすることに決定しました。なお、一般質問については７日目、６月16日に４名、17日に４名、18日に３名の計11名となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の６月10日から６月18日までの９日間であります。

お諮りします。

令和８年第２回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、令和８年第２回定例会の会期は本日から６月18日までの９日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第３、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣の結果報告及び議長が出席しました議長会等の件については、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長及び広報広聴常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長村井眞菜君。

○総務常任委員長（村井眞菜君） 皆さん、おはようございます。3月定例会以降の総務常任委員会の報告をいたします。少し内容がありますが、お聞きください。

3月の委員会では、災害時の応急給水について、危機管理課と環境水道課両担当者と議論しました。水道事業業務計画を基に災害後の対応について、発災後2日目から応急給水をスタート、給水拠点の開設、2次避難所に給水車で給水、運営は自主防災組織にもお願いする予定。貯水槽と浄水器を使つての水確保、病院と福祉避難所への給水、発災8日目を以降は各管路の仮復旧を開始し、各家庭で給水できる方向へ進めてまいります。環境水道課が中心となり、給水の拠点を開設することを確認いたしました。

また、災害井戸については、災害時に今ある個人の井戸を登録し、利用させてもらうやり方は実際には個人の方から許可をいただくことは難しい状況で、現状としては自主防災組織で手押し井戸を使えるようにしているところが3か所あるということでした。

委員からの意見として、興津の沿岸部は道の復旧に日数がかかるため、しっかりとした応急給水対策を望む。浄水器を使って浄水したものは生活用水として使うものであって飲料用ではないことをしっかりと周知してほしい。窪川の台地部にも浄水器の設置を求む。まきも災害木として集落で構えておく必要がある。初動期の職員の参集率は統計上は3割となっており、3割の人員でどのように運営していくのかを検討していく必要があるなどの意見が出されました。

4月の委員会では、補助金の適正化について、公共施設等管理計画の進捗状況について、委員会視察の内容と場所を議論しました。

補助金の適正化のための施策ヒアリングの状況について、企画課企画調整係より説明

を受け、総合振興計画の実施計画について、毎年見直すため施策ヒアリングを実施、目標達成のため事務事業個票を制作、目的、内容、向こう3年間の計画、財源を精査、新規事業継続でも拡充になるものを中心に施策ヒアリングのテーブルに載せ、個別にヒアリングを行うということでした。

町独自の補助金は3年に1回見直しをし、令和7年においては115件を実施、議論の中で、合併後もイベントの数を減らすことができていない現状から、補助金による予算への負担と職員への負担を鑑み、イベント補助金に絞った内容で協議会をつくり精査を進めていくことが大事なのではないかという旨の提言書を出すこととしました。

次に、公共施設等の総合管理計画について公共施設マネジメント委員会を実施、1級建築士を招いて施設の点検など研修会を開催。昨年度は保育所のコンクリート塀剥離を受け、保育所長にも参加してもらい実施したそうです。各課の担当と面談、解体、維持などの精査、保全の管理体制の構築を話し合い、小さい施設でも解体となると予算が大きくなるため、解体や譲渡の進捗状況を即時解体、計画解体、戦略的保留など、優先順位の方針を決め、総務課が評価しているということです。

委員会の意見として、災害時の老朽危険施設について優先順位をつけ、早急に予算化し、取り組むべきとの提言書を出すこととしました。

5月の委員会では、四万十町に係る電源施設の水利権、電源施設調査についてと十和地域の聞き取り調査のまとめ、委員会視察について議論しました。

四万十川に係る電源施設の水利権について企画課より説明を受け、佐賀取水堰と津賀ダムの施設概要、水利権の状況等の説明を受けました。論点として、電力の安定供給とアユなどの生態系保全との両立が重要な課題となっており、現在、四万十川振興室がなくなった関係で、各課で四万十川振興を担当しているということです。

委員からの主な意見として、津賀ダムは築80年を経過しており、災害時に決壊が懸念されているので対策を求める。佐賀取水堰の伊与木川へ流す農業用水の現在の利用状況などはどのようになっているか調査を求める。更新の際に、事前に町民の声をしっかり聞き取りをし、意見提出をしていただきたいなどが出されました。

十和地域の聞き取り調査のまとめを精査しました。そして、委員会視察については7月初旬から中旬に行くこととし、災害時の関係、そして財政危機に備え、行政改革の関係、そして、集落活動に係る町の支援の在り方やNP0の取組についての視察など、また、Zoomを使った視察などを検討し、相手方と現在交渉中というところです。

以上で総務常任委員会の報告といたします。6月以降もよろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） 教育民生常任委員会の活動報告を申し上げたいと思います。

3月定例会以降でありますので、3月6日に実施いたしました一点目は、民間老人福祉施設の閉所に伴う動きについて、高齢者支援課と現下の状況を協議いたしております。

説明では、くぼかわ病院に併設されていたアザレアでは全ての入居者はほかの施設へ移管が完了したということでありました。大西病院併設のあけぼの、当時は入居者30人でしたが、3月末までに他施設への移管が完了すると説明を受けております。

委員から、二つの施設が閉所に伴ったということで、今後、関連施設への入所受入れに支障は生じないかという質問がありましたが、現在、町内の介護関連施設は利用者の減少により待機者もなく、各施設とも十分対応できるという旨の説明を受けております。

二点目として、窪川高校の野球部復活の状況がありまして、学校教育課、人材育成推進センターより現状報告を受けました。野球部希望者の状況ではフロンティア入試を経て13人の合格がありました。寄附状況では企業版ふるさと納税で200万円、クラウドファンディングで、3月末までということでありましたが、3月4日時点で609万円と、施設整備などにめどが立ったという報告を受けました。

町外からの入学受入れする寮の関係も、後援会づくりも全て、おおむね順調に進んでいると報告を受けております。

三点目が、学校給食費の改定で学校給食センターから報告がありました。ご承知のとおり、物価高騰の関係から令和6年度の1食単価の実績に基づいて、令和8年度、当年度から小学校1食320円、中学校1食340円、高校1食310円に改定するという事です。ただ、現在、町では給食費無償化でありますので、令和8年度以降も継続されるということですから、教職員等での値上がり負担となるという旨の説明を受けております。

続いて、4月16日には保育行政について、見付保育所が閉所した時点でしたので、転所先の保育所での受入れなど、問題なくスタートができているか、所管の生涯学習課に説明を求めておりました。転居先の状況等は特に問題なく、事象も起きてなく新年度をスタートしているということではありますが、施設の面において、くぼかわ保育所に49人が転所し

たということですので、児童数増加により駐車場と一部の施設改修が必要で、順次改築するという報告を受けております。また、見付保育所閉所によって職員数の動きについて、これまで指定管理をしていたひかり保育所が町運営になることから、児童数が増加するくぼかわ保育所に不足対応するというので、おおむねのめどが立ったという報告でした。

続いて、学校教育課内に高校振興対策監が配置されたということで、年度当初の窪川、四万十両校の立ち上がりの状況について、対策監から報告を受けてました。入学の状況とも振興計画にのっとった方策についても順調に動いているということでありまして、また、窪川高校の野球部、この時点でどうかという問いについては、学校生活や寮生活も問題なく進行しているという報告を受けております。

5月に入りましての会では、一点目は3月に実施しました十和地域の聞き取り調査で、教育民生に関する内容について精査しました。9項目ありましたが、多くは十和診療所の医師体制に関する案件が地域柄、出ておりました。十和診療所の医師体制については、当委員会も喫緊の課題であるということで、今後、委員会の調査案件にすることにしております。

二点目は、先の議会改革調査特別委員会の計画を踏まえて、令和9年2月以降は定数14人になりましたので、委員会体制の在り方について、現状の3委員会を2委員会か、現状のまま3委員会とするか議論いたしました。結論としては、2委員会体制が望ましいと我々は決しました。後の全体会等々で協議するということになります。

最後は、令和8年度の議会研修視察についてであります。委員会単位で研修することになりましたので、研修視察先4候補を選定しましたが、訪問受入れを打診するというのであります。

以上、3月からこの5月までの報告といたしたいと思います。

○議長（緒方正綱君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長山本大輔君。

○産業建設常任委員長（山本大輔君） 改めまして、おはようございます。産業建設常任委員会の委員会報告をいたします。

我々、産業建設常任委員会はこの2年間、1次産業を活性化させる取組と、商業、観光業を充実させる取組の二つを大きな柱として活動を行っております。3月定例会以降、3回行った委員会内容について、具体的な審議内容と成果をご報告いたします。

まず、3月5日の委員会では、次の5項目を議題としました。四万十町地球温暖化対策実行計画について、四万十町一般廃棄物処理基本計画について、クリーンセンター銀河改修委託事業について、第2次四万十町住生活基本計画の策定について、最後に視察研修の振り返りについてであります。

地球温暖化対策、一般廃棄物処理及び第2次住生活基本計画の策定については、担当課から詳細な説明を受け、今後の方向性について協議しました。

クリーンセンター銀河改修委託事業については、委員会として現地へ出向き、実際の工事箇所や工事内容について担当者から直接説明をいただき、確認したところです。その上で、工事の安全確保はもちろんのことですが、施工期間中も住民サービスが低下することのないよう万全の体制を強く依頼をしたところです。

また、視察研修の振り返りでは、視察先の優れた先進事例を本町にどう生かせるか協議を重ね、実現の可能性のある取組は今後も継続して担当課と協議を重ねていくこととしました。

4月21日は、次の4項目を議題としました。農地の雑草抑制について、町有林管理について、地域おこし協力隊との意見交換、議員視察研修についてであります。

まず、農地の雑草抑制については、本山町への視察研修で学んだ草刈り作業の負担を軽減するための雑草抑制策を本町でも導入できないか協議しました。

第一歩として町が管理する施設等で試験的に実施し、その効果を検証してはどうかと担当課へ提案を行ったところです。町有林管理については、当委員会が以前から進言しておりました入札が実施されるようになったことを受け、その契約内容の確認と今後の課題について、担当課と意見を交わしました。

最後、地域おこし協力隊との意見交換では、十和・大正地域に引き続き窪川地域の隊員をお招きし、自己紹介をはじめ、各自のミッションや思い、抱える課題を伺いました。

隊員の皆さんからミッション達成への思いや、卒業後の定住に向けた前向きな意欲を伺えたことは大変心強いものでした。一方で、住居確保の問題や、外から見た四万十町の印象、実際に暮らしてみて初めて見えた課題など、貴重な生の意見を共有することができました。委員会としても、協力隊の取組について新たな気づきを得る大変有意義な機会となりました。

5月13日の委員会では次の3項目を議題としました。米奥地区の子育て支援住宅及び農業支援住宅について、東吉見橋について、聞き取り調査をまとめております。

米奥地区の子育て支援住宅、農業支援住宅については、現在の入居管理状況の説明を受けました。募集開始から時間が経過しているにもかかわらず、いまだに入居がないという厳しい現状に対し、解決策を協議しました。広報やSNSでの発信だけでは入居に結び付いていない現状に対し、委員からは厳しい意見も出されました。管理状況の改善も含め、一刻も早く課題解決に向けた具体的な手だてを講じるよう強く要望したところです。

東吉見橋については、通学路でありながら道幅が狭く、老朽化も進んでいることから、改善に向けた進捗状況を担当課からヒアリングしました。行政側からは、令和3年の設計委託、令和8年のボーリング調査を経て、これまで入札を行ってきたものの、入札不調が続いているとの報告がありました。今年度、改めて内容を精査し、令和9年度の工事発注に向けて調整を進めているとの説明がありました。これに対し、委員からは、あまりにも時間が経過しすぎているとの厳しい指摘もなされ、一刻も早く、安全な通行が確保できるよう、早期の工事着工を強く求めました。

以上、簡単ですが、産業建設常任委員会からの委員会報告とさせていただきます。

○議長（緒方正綱君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、広報広聴常任委員長の報告を求めます。

広報広聴常任委員長武田秀義君。

○広報広聴常任委員長（武田秀義君） おはようございます。広報広聴常任委員会からの報告を申し上げます。

広報広聴常任委員会の活動については、定例会後に地域聞き取り調査として、皆さんの地域を議員が二、三人の組になり、一軒一軒回って、皆さんのお声を町行政に対して、議会に対して、地域のお困り事など直接聞くという取組を毎定例会後に予定しております。

今回は今月25日の木曜日に実施する予定です。地域は峰ノ上、若井川、高野、若井、口神ノ川を予定しております。その地域の方々においては、議員に意見を寄せていただければ幸いに思います。よろしくお願いいたします。

委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（緒方正綱君） これで各常任委員会の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 本日、議員の皆様のご出席をいただき、令和8年第2回町議会定例会が開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。開会に当たりまして、先の3月町議会定例会以降の主要な行政運営等に関しましてご報告申し上げます。

まず、令和7年度の一般会計決算見込みについてです。令和7年度の一般会計決算見込額については、歳入総額184億5,583万円、歳出総額179億9,649万円で、歳入歳出差引き額は4億5,934万円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源、3億2,286万円を差し引いた実質収支額は1億3,648万円となっております。

現在、決算調整及び分析等を行っていますが、歳出の前年度比較では令和6年度に実施しました松葉川地区基幹集落センター整備事業の減などにより、普通建設事業費が減少した一方、災害復旧費の増加など、歳出全体で1億9,874万円、1.1%増加となっております。

歳入では、普通建設事業に伴う地方債が減少となり、一方で県支出金や町税がそれぞれ増加となるなど、歳入全体で3億7,567万円、2.1%の増加となっております。また、ふるさと支援寄附金は前年度より1億4,276万円減少の8億478万円となり、それに伴い返礼品等の事業である、ふるさと支援推進事業費は7,450万円の減少となっております。

※P20 訂正あり

町の預金に当たる積立金残高は、今後の各種事業等に必要な財源として、ふるさと支援基金で8億747万円、その他で4億3,783万円、合わせて12億4,530万円を積み立て、一方で、ふるさと支援基金で10億円、財政調整基金で1億円、その他で6億5,661万円、合わせて17億5,661万円を取り崩した結果、5億1,131万円減少しております。

また、町の借金に当たります町債残高は、平成27年度に借入れを行った臨時財政対策債の繰上償還を実施したことなどにより、前年度末から4億4,397万円余り減少しております。

続きまして、町内2校の県立高等学校の振興に向けた取組について、3月定例会以降の状況をご報告いたします。

本年4月の入学者数は窪川高校39人、四万十高校26人となり、ここ数年の中では一番多い入学者数となりました。多くの新入生が入学したことにより、校内も一層明るい雰囲気が出てきており、学校生活にも良い影響が出ていると感じております。

それぞれの高校においては、継続的に入学者を確保するよう今年度も取組を進めてお

り、四万十高校では魅力化の3大プロジェクトとして、自然環境コースなどの特徴を生かして、ニホンミツバチの飼育に取り組み、養蜂を通じて地域の自然環境についての学びを深めるほか、昨年度に参加しました石積み甲子園での成果を受け、今後も継続して石積みの技術を習得し、石積み甲子園への参加を目指しながら、昔ながらの技術の継承と農地などの保全の学習に生かすようにしております。また、企業と連携したふるさと納税の返礼品開発も昨年度に引き続き行っております。

窪川高校では、友好協定を結んでいる韓国の高校との交流事業としまして、7月と10月にそれぞれの生徒が相互訪問するよう計画しております。また、地域みらい留学にも参入し、県外生の募集に着手いたしました。

新聞やテレビ等でも報道されております野球部については、地域の皆様をはじめ、各種団体やふるさと納税を通じて、県内外からも多大なご支援を賜りました。この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。4月の臨時生徒総会にて正式に部活動として承認され、5月には高知県高校野球連盟への再加盟が承認されました。現在は日本高校野球連盟の正式決定を待っている状況ですが、全国選手権高知大会にも出場できる見込みとなっております。

現在、野球部は他校との練習試合を行いながら、地域の方の応援を受け、一生懸命活動に取り組んでおります。野球部の活動が学校全体の活気づくりにも好影響を与えるとともに、学校の知名度アップ、ひいては四万十町の魅力化につながるよう願っております。今後も両校での取組を継続しながら、入学を希望する生徒の確保に努力を重ねていきたいと考えております。

続きまして、国保十和診療所の医師確保の状況についてご報告いたします。

国保十和診療所については、令和8年3月末に和田医師が退職となり、常勤医師が不在となっております。新たに導入した電子カルテの引継ぎ等もあり、4月の1か月は同医師に非常勤で勤務していただきましたが、5月以降は月曜日と火曜日が休診となり、水曜日は細木病院系列の支援、木曜日は上田医師の支援、金曜日は高知医療センターの医師及び高知国立病院の支援という診療体制となっております。

現在も町ホームページや県の求人サイト、医師会の冊子への求人情報掲載をし、公立病院や民間病院への医師支援依頼を行っておりますが、地域医療の医師不足は全国的な課題でもあり、難航しております。住民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、引き続き医師確保に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、6月2日から3日未明にかけて本町に接近しました台風6号への対応経過と被害状況をご報告いたします。

まず、対応経過についてですが、6月1日、16時に災害対策本部準備会を開催し、海岸部水門の閉門や、排水ポンプ車の設置など、事前の警戒態勢を敷きました。翌2日13時51分、暴風波浪警報の発表に伴い、配備体制へ移行し、第2回準備会を16時に開催し、対応を協議しました。

その後、雨脚が急速に強まり、18時8分にレベル3相当の大雨警報が発表され、19時20分には大井野河川水位の氾濫注意水位超過を受けまして、20時に第3回準備会を開催し、警戒を強化しました。

20時19分にレベル4相当の大雨危険警報への切替えを受けまして、20時30分に災害対策本部を設置し、浸水危険が高まった窪川地域に対し、高齢者等避難発令し、避難所を開設しました。

その後も水位が上昇し、21時に氾濫危険水位を超えたため、窪川地域に避難指示を発令し、速やかな避難を呼び掛けました。避難所である農村環境改善センターには最大17人が避難されました。

その後、気象状況は徐々に回復し、22時33分に大雨警報がレベル3相当に引き下げられ、状況を慎重に見極めた結果、翌3日1時30分をもって避難指示を解除し、対策本部を解散、配備体制へと移行しました。

町内の被害状況については、床下浸水が4件確認されたほか、一部の地区では土砂崩れ等による道路が寸断され、一時的に孤立状態が発生しましたが、翌日には通行止めを解除しております。

また、6月9日現在の農業関係の被害状況についてですが、農作物被害は55件、11ha、施設被害は71件、10haが確認されております。国庫補助の対象となる災害復旧事業では、公共土木災害関係で、河川11件、道路7件、農地農業用施設災害では農地3件、農業施設2件が確認されており、引き続き調査を進めているところです。

今回の台風対応において活動いただきました消防団、関係機関の皆様、そして、冷静に行動いただいた町民の皆様に心より感謝申し上げます。今後は被災された方々への支援と被災箇所の迅速な復旧に全力で取り組むとともに、今回の教訓を生かし、さらなる防災、減災体制の強化に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。議員の皆様、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い

い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第3号から日程第7、報告第5号をそれぞれ報告、次に、日程第8、諮問第1号及び日程第9、諮問第2号の答申を行います。次に、日程第10、議案第67号から日程第16、議案第73号の7議案につきましては提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第17、請願・陳情については所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第5、報告第3号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 報告第3号の専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件は、公用車の交通事故による損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としましては、令和8年2月24日の午後0時50分頃、琴平町駐車場において、公用車を運転する町職員がバックで駐車しようとしたところ、車体の右後ろが駐車場のフェンスに衝突したものです。

フェンスの修繕費として19万5,800円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定に基づき、専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（緒方正綱君） これで提出者の報告を終わります。

9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 今、報告を受けたんですが、もうちょっと説明を再度お願いしたいというか、分かりにくい部分がありましたし、これを聞いている町民の皆さんも、どういった場面かと確認したいところもあろうかと思うんで聞くんですが。駐車場でありますので、本庁舎の駐車場なのか、要するに相手方に、損害を与えた方の駐車場のフェンスなのか、その辺りの部分がちょっとはつきり分からないのが一点と。

実際、2月24日に発生し、専決が5月20日ということで、一定の日数を要していますので、賠償金額等の受け答え等々があったのかどうか、相手方との兼ね合いをもう一度確認したいと思います。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 当課の職員でしたので、私からお答えしたいと思います。

まず、駐車場については、地域おこし協力隊の駐車場として、セイブカメラの後ろに4台駐車場を借りておりまして、そこへバックで進入したところ、フェンスの段差に気づかず、当たってしまったということです。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 専決までの日があるということですが、これは保険会社ですね、相手方との交渉に時間がかかったということです。当日、セイブカメラには謝罪に行き、相手方の感情等、配慮して進めた結果ですが、示談に時間がかかったということです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

13番橋本章央君。

○13番（橋本章央君） 議会で、こういう事故がずっと続いて何回も専決処分に対応されています。私が昔受けた安全教育の中に、小さな事故を繰り返し、何万回に1回大きな事故につながるんだと口酸っぱく指導を受けました。そういう意味で、今後、こういう事故が起こらないための対策として、どういう教え方をするというか、安全教育をするか、そういうめどがあれば、教えていただきたいです。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） お答えします。

まず、今回、事故を起こした相手方に対しましては、改めておわび申し上げたいと思います。

公用車の運転に関して、当然、管理する立場である総務課としては、年に1回の安全運転管理者講習を管理者として総務課、各振興局等、まず公用車を所有する部署での責任者の講習会議に参加しております。それに伴い交通事故の防止といいますか、そういったところへの注意喚起は定期的に職員に向けて周知しているところでして、これ以上の、具体的に事故を起こした職員に対してペナルティーというか、そういったところまでは現在のところ、できておりませんが、職員一人一人の意識により、税金の無駄遣いにつながるこ

とでもありますので、改めて周知もし、事故の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

具体的にこうとは、現在のところお答えできませんけれども、そういった方向で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 13番橋本章央君。

○13番（橋本章央君） 私は、今後どういう安全教育をしていくのか、考えがあれば示してくださいと質問したわけですが、周知していく程度で済ませるんですか。今、まだ人身の大きな事故を起こしてない、人の命をどうたらいう大けがさせたことがないうちに、小さな事故が積み重なっている今のうちにしっかりとした安全教育をして、やっていくかが町としてのとるべき姿ではないかと思うのですが、もう一回答弁を願います。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） 申し訳ありません。今後、事故があった職員等を中心に安全運転の講習会を開くなど、再発防止に努めたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 安全運転が第一です。町職員、公務、公務外においても交通安全については定期的な講習と、窪川警察署にもお願いして定期的な安全運転講習、特に若い職員、車の運転に慣れていない職員を含め、定期的な研修、講習に努めてまいりたいと思います。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

12番味元和義君。

○12番（味元和義君） 私も何回もこの問題を取り上げてきましたが、何というても、ほとんど9割超えで職員の過失で、今度も10割と。本当にこんなことが度々起こったらいけませんよ。長い間、交通安全指導員を50年やりましたが、事故はしておりません。やはり、気をつけたら直ることですよ。これ、フェンスだけで19万5,800円ですか。写真を見れば、かなりコンクリートが壊れてます。車はどうなっちゃうか。やはり、保険で直すからええじゃなしに、車の修理費も載せて、どれだけの金額が要ったか、どれだけ皆さんの税金を使ったか。

こういうことが度々起こるのは、やはり、町長、副町長含めて減給するとか、本人に対しては何らかの罰則をせなければ、いつまでたっても直りませんよ。本当に度々あるのは

非常に私は残念だと思います。事故はやりたくでやるもんじゃないですけど、副町長でも町長でも、今後、このように10割とかとの過失の場合は何らかの罰則を設けるとか、しっかりとしなければいけないと思いますが、その点を明確にお答えください。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） まず、車の修繕費をお答えします。

車の修繕については保険対応しておりませんが、地域おこし協力隊の経費として車を修繕しております。額について詳細は覚えていないですので、ご了承ください。

○議長（緒方正綱君） 副町長富田努君。

○副町長（富田努君） 私からお答えしたいと思いますが、先ほど、これから講習なども行っていきたいとお答えをしました。確かに技術向上をしていくことも大事だと考えておりますし、一方で、議員も言われたように気をつけることがすごく大事だと思っております。そういった意味では、定期的に安全運転の注意喚起は職員には徹底して行いたいと考えております。

また一方で、罰則規定については現段階ではそこまでは考えておりません。どうしても職務上行うことですし、特に複数人で車に乗る場合とか、じゃあ誰が運転するのかといった部分から議論も必要にもなってきますし、萎縮して現場に出ること、住民との対話をするために現場に出ることにまで影響してもいけませんので、今のところは考えておりませんが、あまり事故が続くようであれば当然、検討もしていかななくてはならない課題であるかとも思っております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 12番味元和義君。

○12番（味元和義君） こういうことが度々起こる。これだけじゃなしに本当に職員にも気をつけてもらわなければいけないのは当然のことです。それでも、何回やってもそのままでは本当に住民は納得しませんよ。議員でも私は納得しておりません。13番議員も言っておりましたが、小さいことが積み重なって大きな事故につながるがですよ。やはり、できることから速やかにやらなければ。個々への罰則はありません、教育しますという答弁では本当に効果がないと。鉄は熱いうちに打てという言葉があります。やはり、こういう事故があって、10割悪いというところはしっかりと検証して、それだけの対応を打ってもらいたいと思っております。一般質問になったらいいと思いますので、この辺でやめますが、お願いします。

○議長（緒方正綱君） 町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 各議員のご指摘、もっともだと思います。今後、職員指導育成に対しても、この交通安全のみならず、安全な活動、行動については意識改革から、そして技術の講習なども進めて、全てに行き渡るような取組に努めてまいりたいと思います。すぐに罰則等はなかなかできないわけですので、今後、事案の状況によりましては、そういう案件になろうかと思えますけど、明日からの朝礼等からすぐに取り組んでまいりたいと思います。どうかご理解をいただきますとともに、今回の事案に対して深くおわびを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第6、報告第4号令和7年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 報告第4号令和7年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告は、令和7年度予算において繰越明許費のご承認をいただいております各事業について、令和8年度へ繰り越す額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告するものです。

主な事業としましては、物価高騰の影響による町民の生活負担軽減を目的とした家計応援商品券事業など、令和7年度の国補正予算関連事業をはじめ、中間管理住宅整備事業や町道改良事業、災害復旧事業など、計38件、総額17億1,258万6,000円の繰越額となっています。

目的別では、2款総務費で7,836万3,000円、3款民生費で2,190万6,000円、6款農林水産業費で1億9,203万5,000円、7款商工費で3億7,887万8,000円、8款土木費で5億1,958万4,000円、9款消防費で7,843万2,000円、10款教育費で2億1,147万円、11款災害復旧費で2億3,191万8,000円となっております。

このうち令和7年度国の補正予算に伴う繰越事業は7件、3億1,600万7,000円となって

おります。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳については、それぞれ繰越明許費繰越計算書に記載のとおりです。

以上、令和7年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書のご報告といたします。

○議長（緒方正綱君） これで提出者の報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまより暫時休憩をします。10時45分まで休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から、先ほど報告しました行政報告の内容について発言の訂正をしたいとの申出がありましたので、これを許可します。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 行政報告の令和7年度四万十町一般会計決算見込みの報告の中、ふるさと支援寄附金の部分において、ふるさと支援推進事業費は7,400万円何がしの減少と、数字を間違えて報告していたということですので、念のために訂正させていただきます。ふるさと支援推進事業費は7,145万円の減少となっておりますと訂正し、おわびを申し上げます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第7、報告第5号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 報告第5号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告は、令和7年度予算において繰越明許費のご承認をいただきました事業について、令和8年度へ繰り越す額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告するものです。

特別養護老人ホーム窪川荘特別会計においては、屋上防水補修事業として1,914万円の繰越額となっております。なお、事業の財源内訳については、繰越明許費繰越計算書に記載のとおりとなっております。

以上、令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書のご報告といたします。

○議長（緒方正綱君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第8、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員伊賀修氏の任期が本年9月30日をもって満了することに伴いまして、新たに畦地勇氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

畦地氏は、昨年、外務省を退職し、故郷である四万十町にUターンされました。外務省では海外の大使館や総領事館での勤務も経験され、英検や通訳案内士などの資格を取得されています。退職後は地域貢献に力を注がれ、英会話教室の講師、放課後子ども教室の指導者、主任児童委員など、精力的に活動されております。これまでの経験からグローバルな視野と高い見識をお持ちであり、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第9、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を

求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員芝たが氏が本年9月30日をもって満了することに伴いまして、新たに本山桂三氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

本山氏は、令和4年3月に四万十町役場を退職されるまでの42年間、役場職員として、公民館主事や町人権教育研究協議会事務局等において活動し、人権の重要性を深く理解するとともに、人権啓発の推進に取り組んでこられました。人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、地域の人からも信頼も厚く、これまでの経験を生かし、人権擁護委員としての使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第10、議案第67号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 議案第67号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、一般廃棄物の指定ごみ袋を購入するものです。購入に際しまして、5月14日

に4者による指名競争入札に付しました結果、応札2者、辞退2者となり、株式会社三井高知営業所が1,122万8,700円をもって落札いたしました。この落札価格に10%の消費税及び地方消費税112万2,870円を加えた1,235万1,570円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第11、議案第68号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 議案第68号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、地方自治法及び地方自治法施行令が一部改正され、引用法令の条ずれが生じたことから、関係条例の一部を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号について、質

疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第12、議案第69号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 議案第69号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条の規定により、入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うために必要な、窪川荘は嘱託医、四万十荘は国保診療所の医師を配置しております。

嘱託医に係る報酬の額については平成20年以降改定を行っておらず、近年の物価高騰等による人件費の見直しや、町内医師不足により嘱託医の確保も難しくなっている状況を踏まえ、嘱託医の報酬の額を月額40万円に改正を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第69号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第13、議案第70号高幡障害者支援施設組合規約の変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 議案第70号高幡障害者支援施設組合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

高幡障害者支援施設組合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の設置及び管理運営に関する事務の共同処理を目的として設立した組合ですが、この組合で設置運営する障害者支援施設「栲原みどりの家」において、令和6年度に社会福祉施設整備事業債の元利償還が完済したことにより、一部事務組合において共同処理する事務事業がほとんどない状態となっております。今後は指定管理者である法人が独立採算により施設の管理運営を行う意向があることから、事務組合の解散を検討しております。

このことから、現在の高幡障害者支援施設組合規約は解散を想定せず政令制定されておりましたので、同規約に必要な規定を加える変更をすることについて、地方自治法第290条の規定により、事前に関係団体の議決が必要なため、議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第14、議案第71号令和8年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 議案第71号令和8年度四万十町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、執行部が新体制となり初めての補正予算であることから、当初予算での計上を見送り、新たな執行部の下で判断すべきとした政策的経費のほか、早急に対応せざるを得ない経費などの予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目順にご説明申し上げます。

まず、3款民生費です。老人福祉施設費では、高齢者福祉多機能施設「十和の里」において、築年数の経過により外壁などの老朽化が著しくなったことから、改修費用として

950万円を計上しております。

また、児童福祉総務費では、公約でも掲げております保育所施設整備の一環として、保育業務の改善を目的とした保育所ICT環境整備事業委託料375万8,000円を計上しております。なお、今回は東又保育所のみ対象としておりますが、今後、町内全ての保育所への整備を検討してまいります。

そのほか、老朽化による倒壊や南海トラフ地震対策のため、旧興津保育所の解体工事に係る費用として設計委託料170万5,000円を計上するなど、民生費全体で1,710万9,000円の追加計上となっております。

6 款農林水産業費では、老朽化した農村地域活性化複合施設の改修工事費用として1,976万5,000円を計上するなど、全体で2,811万円の追加計上となっております。

次に、7 款商工費です。商工総務費では、イベントなどで利用されているポケットパークにおいて車両の通行等によりタイルの破損が広がっており、現状のままでは利用者に危険を及ぼす恐れがあることから、タイルの修繕及び車両の通行を制限するポール設置費用として113万3,000円を計上しております。

観光費では、今年の3月にリニューアルした海洋堂ホビー館において、老朽化による外壁等の改修が必要となったことから、リニューアルに合わせた塗装改修工事費用として680万4,000円を計上しております。

また、ふるさと交流センターにおいて、昨年度完成した再整備基本計画にのっとりた実施設計委託料947万1,000円を計上するなど、商工費全体で3,318万6,000円の追加計上となっております。

最後に、10 款教育費です。人材育成推進費では、ガバメントクラウドファンディングを活用して集まったふるさと支援寄附金を財源として、窪川高校野球部の活動を支援するための教育振興会補助金655万円を追加計上しております。

中学校管理費では、先ほどご説明申し上げました旧興津保育所と同様に、休校となっている興津中学校の校舎等の解体費用として、設計委託料390万円を計上しております。

そのほか、保健体育総務費では金上野にあります窪川野球場において夜間での利用が可能となるよう、照明設備リース料386万1,000円を計上するなど、教育費全体で1,812万8,000円を追加計上しております。

以上、歳出については、ただいまご説明申し上げたとおりですが、これを賄う歳入としては、県支出金で人口減少対策総合交付金を追加計上したほか、各事業の財源として

基金繰入金及び町債を計上するなど、第1表の歳入に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ9,800万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ185億4,400万円となっております。

最後に地方債の補正ですが、事業の追加に伴う各事業債の増額について、第2表に記載のとおり、限度額の変更を行うものです。

ご審議の上、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第71号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第15、議案第72号令和8年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第73号令和8年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）以上、議案第72号及び議案第73号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長山脇光章君。

○町長（山脇光章君） 議案第72号及び議案第73号の各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第72号令和8年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、総務費において、国の制度改正に伴う介護保険システム改修委託料76万8,000円を計上しております。また、地域支援事業費において、地域包括支援センターで活用している介護業務支援システムのサポートが終了することに伴い、新たなシステムに再構築するための費用として1,083万2,000円を計上しております。

なお、これを賄う歳入については、国庫支出金で38万3,000円、繰入金で1,121万7,000円をそれぞれ追加計上しております。これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算

補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,160万円の追加補正となり、累計予算総額は26億1,660万円となっております。

続きまして、議案第73号令和8年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としましては、先の議案第69号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に伴う、嘱託医師報酬額の増額となっております。

歳出については、サービス事業費で、嘱託医師報酬140万円を追加計上しており、これを賄う歳入については、一般会計からの繰入金で140万円を追加計上しております。これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ140万円の追加補正となり、累計予算総額は4億3,310万円となっております。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第72号及び議案第73号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号及び議案第73号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第17、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時14分 散会